

平成18年3月15日  
長崎県警察本部訓令第12号  
最終改正 令和2年3月27日

長崎県警察本部自動車警ら隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）第5条の2に規定する自動車警ら隊の運営について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 自動車警ら隊の運営については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(組織)

第3条 自動車警ら隊の編成は、別表第1のとおりとする。

(勤務)

第4条 自動車警ら隊は、機動警ら及び待機の勤務を通じて地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

2 隊長は、前項の活動以外の特別な活動を行う必要があるときは、隊員に対し、当該活動を行うことを命ずることができる。

(勤務制)

第5条 隊長、副隊長、隊長補佐、庶務係及び企画指導係の職員の勤務は、長崎県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第22号。以下「勤務訓令」という。）第2条第2項に規定する通常勤務とする。

2 前項に規定する以外の職員の勤務は、勤務訓令第2条第3項第2号に規定する交替制勤務とする。

3 隊長は、必要がある場合は、その状況に応じた隊員の勤務の割り振りを行うものとする。

(勤務計画)

第6条 隊長は、警ら用無線自動車による機動警らを中心とした活動を計画的かつ効率的に行うため、毎月の勤務計画を定めなければならない。

(活動区域)

第7条 自動車警ら隊の活動区域は、別表第2のとおりとする。ただし、活動区域外において発生した事件若しくは事故に対し、緊急に対応する必要がある場合又は隊長が特に指示した場合は、この限りではない。

(事件・事故等の処理)

第8条 自動車警ら隊が取り扱う事件、事故等の処理及び引継ぎは、別に定めるものとする。

(応援要請)

第9条 所属長は、自動車警ら隊の応援を必要とするときは、隊長を経て地域部長に派遣を要請することができる。

(教養訓練)

第10条 隊長は、隊員に対し、自動車警ら隊の活動に必要な教養訓練を実施しなければならない。

(装備品の維持管理)

第11条 隊長は、自動車警ら隊の活動を迅速かつ的確に行うため、車両及び装備資機材を適正に管理しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年長崎県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成24年3月23日から施行する。

附 則 (平成30年長崎県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則 (平成31年長崎県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県警察本部訓令第13号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。